



宮 崎 県 公 報

平成25年5月30日(木曜日) 第2492号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○歳入の徴収の事務の委託…………… (こども政策課) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 2
○土地改良区の定款変更の認可 (14件) …………… (農村整備課) 2
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 3
公安委員会公告
○警備員等の検定の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 344号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係	社会福祉法人	平成25年4月1日から

る手数料	日本保育協会	平成26年3月31日まで
------	--------	--------------

宮崎県告示第 345号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-11	映画	妻の妹 あぶない挑発	加藤組 <オーピー映画>	平成25年5月22日
25 -12	映画	喪服熟女 悶えっぱなし	関根組 <大蔵映画>	
25 -13	映画	嫁の寝床 恥知らずな疼き	荒木組 <オーピー映画>	
25 -14	映画	未亡人オナニー それが欲しいの	深町組 <新東宝映画>	
25 -15	映画	激濡れモデル ふしだらな下半身	藤原組 <新東宝映画>	
25 -16	映画	熟女ヘルパー 癒しの手ざわり	浜野組 <オーピー映画>	
25 -17	映画	マイPSパートナー (原題) WHATCHA WEARIN' ?	CJ Entertainment Japan (韓国)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 346号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 川曲地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字川曲 11828
2	〃 〃 〃 〃 11812-1
3	〃 〃 〃 〃 11816
4	〃 〃 〃 〃 11816
5	〃 〃 〃 〃 11793-2
6	〃 〃 〃 〃 11791-1
7	〃 〃 〃 〃 11771
8	〃 〃 〃 〃 11750

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
鹿児島県鹿児島市東開町8-8
株式会社アイティー 代表取締役 池上武博
延岡市愛宕町3丁目37番
(変更後) ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日3-7-35
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号
株式会社アイティー 代表取締役 池上武博
延岡市愛宕町3丁目37番
- 4 変更の年月日
平成24年10月1日 株式会社マツモトキヨシ九州販売の住所変更
平成25年3月11日 株式会社コジマからゼビオ株式会社へ小売業者の変更

- 5 変更した理由
小売業者の変更及び小売業者の住所変更のため
- 6 届出年月日
平成25年5月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年5月30日から平成25年9月30日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成25年5月30日から平成25年9月30日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、石山土地改良区（都城市）から平成25年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）から平成25年3月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山中土地改良区（小林市）から平成25年3月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）から平成25年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）から平成25年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により

、鳩越土地改良区（都城市）から平成25年4月9日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、樺山土地改良区（三股町）から平成25年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山新土地改良区（三股町）から平成25年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、梶山土地改良区（三股町）から平成25年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）から平成25年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）から平成25年4月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、巢立土地改良区（都城市）から平成25年4月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今町土地改良区（都城市）から平成25年4月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、森田土地改良区（都城市）から平成25年4月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、宮

崎県公報第2379号により公告した基本測量（機動観測）が平成25年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年5月30日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	2級	平成25年9月4日（水）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成25年7月22日（月）から8月2日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時には雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。